

## 情報化政策と生涯学習推進

吉 田 広 毅  
(常葉学園大学)

### はじめに

我が国における生涯学習推進に関わる情報化政策は、中央教育審議会第26回答申「生涯教育について」<sup>(1)</sup>(昭和56年6月11日)に端を発する。同答申では、社会の都市化や情報化を背景として、個人学習を奨励し援助する方策としての社会通信教育の充実や、情報媒体の開発、社会教育施設における学習情報センター的機能の充実等が謳われた。以降、答申を中心として、さまざまな文教政策において、生涯学習を推進するための情報通信技術の活用が提言され、実行されてきた。

本稿では、まず、我が国の生涯学習推進に関わる主要な情報化政策の流れを概括する。ついで、我が国の生涯学習関連の情報化政策の中で強調されてきた、情報通信技術を活用した人材育成の事例を取り上げることとする。

### I. 我が国の生涯学習推進に関わる情報化政策

#### (1) 生涯学習審議会答申と生涯学習推進に関わる情報化政策

平成4年7月29日に提出された生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に

対応した生涯学習の振興方策について」<sup>(2)</sup>において、生涯学習の必要性が提唱され、その背景のひとつとして、社会の情報化があげられた。同答申では、豊かな生涯学習社会を築いていくためには、地域住民の学習機会を拡大し、学習情報提供サービスの充実を図ることが必要であると述べられた。また、その際には人々の学習ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、生涯学習情報提供システムなどのネットワークを整備することが提言され、都道府県においては生涯学習推進センター等が、市町村においては中央公民館等が学習情報提供の拠点となることが求められた。

ついで、平成8年4月24日に発表された生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」<sup>(3)</sup>では、科学技術の高度化や情報化に対応すべく、学習情報や学習活動の機会を提供する施設・機関の更なる工夫・改善が求められた。具体的には、光ファイバーや通信衛星等の情報通信網を活用した通信教育の改善充実、高等教育機関における生涯学習センター等の整備、大学博物館の整備、生涯学習関連施設における広域かつ総合的な学習情報ネットワークの構築、情報化による生涯学習関連施設の事業改善、情報提供のマルチメディア化等が求められた。

平成10年9月17日に発表された生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政について」<sup>(4)</sup>では、科学技術の高度化、社会の情報化に対応した社会教育行政の変化の必要性が指摘された。同答申では、社会教育行政が、地域住民の多様化・高度化する学習ニーズに対応すべく、豊かな学習機会を確保するとともに、学習情報の提供を行うことを求めている。これに伴い、図書館のサービスの情報化、ネットワーク型行政の構築、通信教育の情報化、生涯学習関連施設におけるマルチメディアの活用やコンピュータの整備等が提言された。また、市民が身に付けるべき情報リテラシーを「情報及び情報伝達手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的な資質」と定義し、生涯学習関連施設が情報リテラシーに関する学習機会を提供することで、デジタル・デバイドの解消を図ることを目指すとした。

平成11年6月9日提出の生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす―生涯学習の成果を生かすための方策について―」<sup>(5)</sup>では、キャリア開発のための学習機会を拡充する方策のひとつとして、通信衛星等の新たな情報通信手段を活用した公開講座の拡充が提言された。これを受けて、文部省（当

時、現・文部科学省）は、運用している教育情報衛星通信ネットワーク「エル・ネット」を使って、全国の受信施設に大学等の公開講座を放送する、エル・ネット「オープンカレッジ」事業を開始した。

平成12年11月28日発表の生涯学習審議会答申「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」<sup>(6)</sup>では、生涯学習における情報通信技術の活用が最重要課題として設定された。同答申では、家庭への情報通信技術の普及の状況に対して、生涯学習に関する教材や学習情報が不足していること、地域住民が情報リテラシーを習得する機会が不足していること、生涯学習関連施設が情報拠点として十分に活用されていないことが課題としてあげられた。対策として、生涯学習関連施設のハードウェア、ソフトウェア、情報通信網の整備、人材の育成、そして情報化の「影」の部分への対応の必要性が指摘された。中でも、当面推進すべき施策として、「情報リテラシーを身につけるための学習機会や研修体制の整備」が強調され、生涯学習関連施設における主に成人を対象とした情報リテラシーに関する講座や講習の開設、生涯学習関連施設職員の情報リテラシーに関する研修の充実、「社会教育主事講習」における情報リテラシー習得のためのプログラムの導入、地域での情報ボランティア活動の促進等が求められた。また、衛星通信を活用して「大学等の公開講座を公民館等を通じて広く提供する」ことが提言され、前年度から実施されていたエル・ネット「オープンカレッジ」事業を後押しした。

## （２）「e-Japan 戦略」と生涯学習の推進

平成 6 月 8 月 2 日の閣議決定を受け、高度情報通信ネットワーク社会推進のための施策を推進することを使命とする高度情報通信社会推進本部が内閣に設置された。同本部は、平成12年 7 月 7 日に情報通信技術戦略本部、IT 戦略会議に移行し、平成12年11月27日に「IT 基本戦略」<sup>(7)</sup>を決定すると、平成12年11月29日に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT 基本法）を成立させた。平成13年 1 月 6 日には、情報通信技術戦略本部を引き継いで、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下、IT 戦略本部と略記する）が内閣に設置される。

IT 戦略本部が最初に発表した国家 IT 戦略「e-Japan 戦略」<sup>(8)</sup>（平成13年 1 月 22日）では、「すべての国民が情報リテラシーを備え、地理的・身体的・経済

的制約等にとらわれず、自由かつ安全に豊富な知識と情報を講習し得る」ことが、実現すべき目標の第一に掲げられた。この目標を実現するための推進すべき方策として、図書館や公民館等の公共施設にインターネット環境を整備すること、IT ボランティアを組織化すること等が提言された。

平成13年3月29日には、「e-Japan 重点計画—高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画—」<sup>(9)</sup>が発表され、生涯学習については、博物館、図書館等の学習資源のデジタル・アーカイブ化に関する研究開発の実施、情報リテラシーの向上を図るためのIT学習機会の提供、図書館、公民館等への情報通信機器の整備が求められた。翌年6月18日には、「e-Japan 重点計画—2002」<sup>(10)</sup>が出され、IT講習会の継続実施に加え、2,199の公民館中央館本館および352の図書館へのITサポーターの配置が提言された。

「e-Japan 戦略」によってITの基盤整備が進むと、そのIT基盤の活用法に焦点を当てた「e-Japan 戦略Ⅱ」<sup>(11)</sup>が平成15年7月2日に発表された。同戦略では、生涯学習については、双方向遠隔授業の活用による社会人・成人教育の充実が求められた。これは、「e-Japan 重点計画—2003」<sup>(12)</sup>（平成15年8月8日）において、教育情報衛星通信ネットワーク「エル・ネット」による生涯学習プランニング支援、地域住民のITサポート、教育情報ナショナルセンターの整備等の政策として提言される。これら政策は、次の「e-Japan 重点計画—2004」<sup>(13)</sup>（平成16年6月15日）に引き継がれる。

### （3）中央教育審議会答申と生涯学習推進に関わる情報化政策

中央省庁等改革の一環として、生涯学習審議会が中央教育審議会に統合されると、中央教育審議会内に生涯学習分科会が設置される。その審議経過の報告「今後の生涯学習の振興方策について」<sup>(14)</sup>（平成16年3月29日）において、「生涯学習を振興していく上で今後重視すべき観点」のひとつとしてITの活用があげられた。同報告では、「時間的・空間的な制約を越えて、いつでも、どこでも、誰でも学べる生涯学習社会の実現に向けて」ITの活用を大幅に拡充する必要があると指摘された。その方策として、富山インターネット市民塾のような事例にみられるように市民が生涯学習にアクセスする機会を増やすこと、生涯学習推進センター等において地域の学習資源を創造・蓄積・共有・循環すること、人々が交流を通じて学習を深めることができるような



ネット・コミュニティを形成することが提言された。また、高等教育機関が存在しない地域における学習機会の提供を増やすために、情報通信技術を活用した遠隔型学習の活用の必要性が指摘された。

平成19年1月の中央教育審議会生涯学習分科会の中間報告「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」<sup>(15)</sup>では、「国民の学習活動を促進するために必要な」視点のひとつとして、「情報通信技術の一層の活用」をあげている。具体的には、教育情報ナショナルセンターによる国民のニーズに対応した学習情報の提供、教育情報衛星通信ネットワーク「エル・ネット」のインターネット化によるオンデマンドでの学習情報の提供が可能になるシステムの構築等が政策として提言された。

平成19年の生涯学習分科会による中間報告を受けて、平成20年2月19日に出された中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」<sup>(16)</sup>においても、国民が生涯にわたって学ぶ支援をすることによって、総合的な「知」を創造する自立した個人やコミュニティを育て、持続可能な社会を構築することを目指し、生涯学習における情報通信技術の活用に関する提言がなされた。具体的には、生涯学習関連施設が情報通信技術を活用して、学習相談から学習成果の活用までを支援する学習支援システムの構築、学習活動を推進する生涯学習プラットフォームの形成、図書館や博物館におけるデジタル・アーカイブ化に関する法令整備、情報リテラシーや有害情報対策に関する学習内容の提供、再チャレンジ支援等を進めていくことが提言された。

平成18年12月22日に公布・施行された新しい教育基本法の第十七条の規定を受け、中央教育審議会は平成19年2月から教育振興基本計画について審議を行い、その結果を答申「教育振興基本計画について―「教育立国」の実現に向けて―」<sup>(17)</sup>（平成20年4月18日）にまとめた。ここでは、5年間のうちに総合的かつ計画的に取り組むべき施策において、「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化と「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現」を重視するとしている。特に持続発展教育の観点から、学び直しや社会教育の機会の拡充に焦点を当てており、その実現を目指して、情報通信技術も活用しつつ環境整備を進めることを求めている。政府はこの答申を受けて、平成20年7月1日に「教育振興基本計画」を閣議決定した。

## (4) 「IT 新改革戦略」以降の国家 IT 戦略と生涯学習の推進

「e-Japan 戦略」に続く国家 IT 戦略として、「IT 新改革戦略」<sup>(18)</sup>が平成18年1月19日に発表された。同戦略では、少子高齢化社会に対応すべく、高齢者、障害者、介護者、育児期の親、若年無業者等全ての人が学びたいときに学べる環境づくりの必要性が指摘され、平成22年度までに IT を活用した生涯学習の受講者率を倍増させることが目標として掲げられた。「IT 新改革戦略」を受けて作成された「重点計画—2006」<sup>(19)</sup>（平成18年7月26日）では、その目標を達成するための具体的施策として、e ラーニング等による能力開発、生涯学習情報コンテンツの充実、博物館コンテンツのデジタル・アーカイブ化の推進、ユビキタスラーニング基盤技術の開発、地域学習コンテンツの配信、図書館の情報化と図書館職員に対する研修等が提言された。これら施策は、続く「重点計画—2007」<sup>(20)</sup>（平成19年7月26日）、「重点計画—2008」<sup>(21)</sup>（平成20年8月20日）に引き継がれる。

続く国家 IT 戦略「i-Japan 戦略2015」<sup>(22)</sup>（平成21年6月30日）では、2015年を目途に高度デジタル人財を育成する必要性が指摘され、特に初等中等教育と高等教育におけるデジタル技術を活用した教育の実施と学習成果の向上に焦点が当てられた。そのため、生涯学習における情報化に関する記述は相対的に減じられている。

ついで、市民レベルでの知識・情報の共有が行われる国民主権の社会の確立を目指し、平成22年5月11日に「新たな情報通信技術戦略」<sup>(23)</sup>が発表された。同戦略では、国民主権の観点から3つの柱と目標が設定されている。そのひとつが「地域の絆の再生」であり、その中の小目標として、「2020年までに、情報通信技術を利用した学校教育・生涯学習の環境を整備すること等により、すべての国民が情報通信技術を自在に活用できる社会を実現する」ことが掲げられている。「地域の絆の再生」を図る生涯学習分野の重点施策としては、「国民の情報活用能力の格差是正を図るとともに、情報通信技術を活用して生涯学習の振興を図る」ことが提言され、具体的な取組みとして、平成22年度中に教育の情報化の基本方針を文部科学省が策定すること、公民館や図書館等の社会教育施設を活用すること、放送大学やe ラーニング等によってリテラシー教育を充実すること等が求められている。

「新たな情報通信技術戦略」の提言を踏まえて、平成22年4月に「学校教

育の情報化に関する懇談会」が設置され、同年4月28日に「教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」<sup>(24)</sup>が発表された。「教育の情報化ビジョン」は学校教育を対象としているが、地域、家庭、高等教育機関、そして社会教育との連携の必要性を提言している。

## II. 情報通信技術を活用した人材育成・教育に関する施策

### (1) 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の制定とIT講習会の実施

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）第十八条「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられなければならない。」の定めにより、教育及び学習の振興並びに人材育成の必要性が強調され、各地でIT講習会が開催されるようになった。

平成12年度に政府は都道府県に対して545.49億円の交付金を交付し、地方公共団体主催による住民を対象としたITの基礎技能習得のための講習を支援する「IT基礎技能講習事業」を実施した。この事業は、平成13年度末までに全国で約550万人程度の成人が講座を受講することを目指すものであった。この事業では、社会教育施設と学校が主として講座を開いた。平成15年版「情報通信白書」<sup>(25)</sup>によると、平成14年末までに317,991講座が開講され、6,723,545人の応募者に対して、5,198,991人が講座を受講した。

なお、近年の社会教育施設におけるIT関連講座の実施状況について、文部科学省委託による「学校及び社会教育施設における情報通信機器・視聴覚教

表1 社会教育施設におけるIT関連講座の開講状況（単位：％）

|        | 公民館   | 図書館   | 博物館   | 青少年<br>教育施設 | 女性<br>教育施設 | 生涯学習<br>推進センター | 社会教育<br>施設全体 |
|--------|-------|-------|-------|-------------|------------|----------------|--------------|
| 平成19年度 | 15.76 | 11.72 | 11.31 | 17.47       | 15.15      | 51.22          | 14.32        |
| 平成22年度 | 5.80  | 2.00  | 2.22  | 5.16        | 4.49       | 42.86          | 4.26         |

育設備等の状況調査」<sup>(26)</sup>（以下、「状況調査」と略記する）の平成22年度調査報告書によれば、表1の通りである。

## （２）メディア教育に関する研修計画策定のための標準カリキュラム

### ①「視聴覚教育研修カリキュラムの標準」

視聴覚教育研修の改善充実と視聴覚教育の振興を図ることを目的として、文部省は、昭和48年4月に、「視聴覚教育研修カリキュラムの標準」<sup>(27)</sup>（以下、「標準」と略す）を発表した。これは、文部省の視聴覚教育の振興策によるもので、①学校教育及び社会教育関係施設に視聴覚教育機器・機材を整備する、②学校教育及び社会教育活動にとって必要とされる視聴覚教材が計画的に制作される体制を築く、③制作された教材が容易に利用できるように教材の供給体制、すなわち視聴覚センター・視聴覚ライブラリー等を整備する、④学校教育及び社会教育関係施設の教職員が視聴覚教育機器・機材を活用するための知識・技術を習得できる体制を整えることを目指したものであった。

この「標準」における研修内容は、習得目標となる知識・技術の水準によって初級、中級、上級と分けられ、初級研修は市町村、中級研修は都道府県、上級研修は国で行うとする差別化が図られた。ここでは、①国は、都道府県段階の視聴覚教育指導者研修事業を企画し指導を担当する社会教育主事および指導主事を対象として研修を実施すること、②都道府県は、市町村段階で行われる基礎的な視聴覚教育研修の指導を担当する社会教育主事、公民館主事、視聴覚ライブラリー職員、指導主事、学校の視聴覚教育主任等を主たる対象とし、中堅指導者の養成に重点を置いて研修を実施すること、③市町村は、視聴覚ライブラリーおよび学校等での研修を奨励して、社会教育施設の職員、教員、民間有志指導者等が初歩的な技術・知識を獲得できるよう研修の機会を整備することと規定された。

### ②「視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準」

昭和48年に最初の「標準」が策定されて以来、視聴覚教育メディアの状況が大きく変化してきた。そこで、平成4年4月に最初の「標準」の改定である、「視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準」<sup>(28)</sup>が発表された。ここでは、教育メディアの利用状況の変化に対応し、例えば16ミリ映写機やスライ

ド映写機の扱いが減じられ、新たに情報通信メディア等が採用された。

この「標準」は、研修のねらいの違いによって、「研修Ⅰ」と「研修Ⅱ」とに分かれていた。「研修Ⅰ」は、学校・社会教育施設の教職員、民間指導者等に必要とされる、教育メディアに関する基本的な知識と技術を想定していた。一方、「研修Ⅱ」は、指導主事、社会教育主事、視聴覚ライブラリーの職員など、地域の視聴覚教育を推進し、研修の企画・運営等に当たる指導的立場の教職員に必要とされる、研修指導に関する知識と技能を想定していた。

また、研修カリキュラムの構成については、「メニュー方式」と「大項目方式」が採用された。メニュー方式とは、研修を実施すべき内容を標準では固定せずに研修内容の一覧を提示するに留め、研修実施者の裁量で地域の実態に合わせて選択してもらうというものであった。大項目方式とは、研修項目では大枠を設け、項目に含まれる研修内容の取捨選択を可能とするやり方である。例えば、コンピュータの項目で、「ソフトウェアの実行」では、ワープロソフトの利用に留めるか、データベース・ソフトの利用を選ぶか、さらに、表計算ソフトを加えるかなどの選択を研修担当者に任せられた。

### ③「教育メディア研修モデルプラン」

教育メディア、主として情報通信メディアの状況の変化に対応して、再度「標準」を改定する必要性が論じられ、平成18年4月に「教育メディア研修モデルプラン」<sup>(29)</sup>（以下、「モデルプラン」）が定められた。

この「モデルプラン」は、「研修項目」「研修事項」「研修細目」「学習事項」の4段階から成る。「モデルプラン」では、平成14年度から平成17年度にかけて行われた、「教育メディア研修カリキュラムの標準」の改正のための基礎調査<sup>(30)</sup>の結果をうけ、22の「研修項目」、74の「研修事項」、317の「研修細目」、1,065の「学習事項」が策定された。

しかし、あまりに多くの研修項目の自由な選択は、かえって選択することの難しさを増すことも予想されたため、選択のモデルとなる研修カリキュラムの事例として、お勧めプランともいうべき「研修のモデルコース」が設けられた。「モデルコース」では、研修対象別のコースと、研修目的別のコースが示された。また、研修を行うことが望ましい内容を対象者別に示した行列表「研修モデルコースのマトリックス」が提示された。

「モデルプラン」では、16ミリ映写機や OHP など従来からの映像提示メディアについて、各地域での研修が既に一定の成果をあげている事実を踏まえ、「映像機器」という「研修項目」に統合することで扱いが縮小された。一方、ICTの現状を鑑み、コンピュータ関連のメディアの扱いは拡大され、ハードウェア、または、ソフトウェア別に「研修項目」が立てられた。

平成18年11月24日付で文部科学省により「教育メディア研修の改善充実について（通知）」（文科生第15号）が配布され、「モデルプラン」は発表された。現在、この通知に基づき、国、都道府県、市町村の教育メディアに関わる教職員研修カリキュラムが作成され、研修が実施されている。一例として、文部科学省では、「モデルプラン」に基づいて研修内容を決定している「メディア指導者講座」を毎年開講している。この講座では、「モデルプラン」を活用した研修計画の立案に関する講義と演習も実施されている。

### （３）遠隔による生涯学習機会の提供

#### ①エル・ネット「オープンカレッジ」事業の実施

生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす—生涯学習の成果を生かすための方策について—」<sup>(31)</sup>を受けて、衛星通信を使って全国の学校、社会教育施設等に教育情報を発信する教育情報衛星通信ネットワーク「エル・ネット」の運用が平成11年7月に開始された。エル・ネットは、35カ所の送受信局である VSAT 局と2,044カ所の受信局を結ぶネットワークとして発展した。そのエル・ネットを活用して大学の公開講座を提供する「オープンカレッジ」事業は、文部省が高等教育情報化推進協議会に委嘱するかたちで、平成11年度から平成16年度の6カ年度に亘って実施された。この「オープンカレッジ」事業は、平成8年度から平成10年度にかけて、大学等における公開講座等の多様な学習機会を衛星通信を利用して地域の公民館や図書館に提供し、学習機能の高度化を推進することを目的とした「衛星通信利用による公民館等の学習機能高度化推進事業」の成果を踏まえた事業である。

「オープンカレッジ」事業では、エル・ネット「オープンカレッジ」の運用体制や推進方法、効果的な実施方法やコンテンツなどを探るべく、各地でモデル事業が実施された。具体的には、各地の生涯学習推進センターや大学の生涯学習センターが中心となって平成12年度から平成16年度にかけて36の

モデル事業が実施され、テレビ会議システムや携帯電話、電子掲示板、電子黒板等を使った双方向での質疑、ライブ放送等に関する実証研究が行われた。エル・ネット「オープンカレッジ」事業が実施された6ヵ年の間、延べ234大学が事業に参加し、726本の公開講座が制作され、再放送を含めた放送回数は1,147回にのぼる<sup>(32)</sup>。

## ②「地域における教育情報発信・活用促進事業」の実施

平成16年の中央教育審議会生涯学習分科会の審議経過の報告において、高等教育機関が存在しない地域における学習機会の拡充のための遠隔型学習活用の必要性が指摘された。これを踏まえて、エル・ネットを活用した遠隔講座の配信に関する取組みは、「オープンカレッジ」から、地域の特色あるコンテンツを各地のVSAT局から全国に配信する「地域における教育情報発信・活用促進事業」に引き継がれた。

「地域における教育情報発信・活用事業」は、「オープンカレッジ」事業で培われた遠隔講座を活用する取組みや、配信された番組のライブラリー化等の成果を活かすとともに、地域のコンテンツを全国に配信することによって地域における生涯学習活動を促進し、その成果を全国で共有することを目的とした。同事業では、地域において生涯学習の機会を提供している地方公共団体や高等教育機関、NPO等の民間団体がコンソーシアムを形成して、収集、編集、または新たに制作した学習コンテンツを配信した。平成17年度は6地域<sup>(33)</sup>、平成18年度は5地域でコンソーシアムが作られ、遠隔学習コンテンツの収集、制作、発信、活用による生涯学習の機会の拡充が図られた<sup>(34)</sup>。一部、地域で収集、編集、制作されたコンテンツは、エル・ネットおよびインターネットを通じて全国に配信された。

## ③教育情報通信ネットワークを活用した社会教育研修

平成18年1月の政府IT戦略本部の「IT新改革戦略」の策定、平成19年1月の中央教育審議会生涯学習分科会の中間報告等を受けて、平成20年4月1日にエル・ネットは、それまでの衛星通信を活用したシステムから、インターネットを活用したシステムに移行した。エル・ネットの新システムは、国民誰もが自宅または社会教育施設からインターネットに接続されたパソコン

を通じて学習する機会を提供するとともに、社会教育施設の教職員を対象としたセミナーや研修に役立てられることが期待された。そこで、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（以下、国社研と略す）では、平成18年度から平成22年度にかけて、社会教育関係の教職員が好きな時に好きな場所で学習・研修するための遠隔社会教育研修用のコンテンツを開発するとともに、遠隔社会教育研修の効果を高めるためのチューターの役割に関する実証研究を実施した。平成20度は、図書館関係職員を対象として、全国3カ所の図書館で遠隔社会教育コンテンツを活用した研究が行われた<sup>(35)</sup>。平成21年度は、社会教育主事を対象として、遠隔による事前・事後の個人学習と、集合研修を組み合わせた、ブレンデッド・ラーニングによる研修が国社研と北海道において実施された<sup>(36)</sup>。平成22年度は、前年度と同じく社会教育主事を対象としたブレンディングによる研修が国社研、北海道、福岡県で行われた。

国社研による3カ年に亘る実証研究の結果、インターネットを活用した遠隔社会教育研修における遠隔研修と集合研修の関わり、そして研修の効果を高めるチューターの役割が示された。具体的には、インターネットを活用した研修においても集合研修が中核的な役割を果たし、遠隔研修は集合研修に臨むための前提となる基礎的な知識・技術を身に付けるためのものであることが強調された。また、チューターは、研修参加者の学習に対する不安を軽減し、遠隔研修と集合研修とをつなげ、研修参加者同士の人間関係を構築する役割を果たすことが重要であることが示唆された。

なお、教育情報衛星通信ネットワーク「エル・ネット」は、利用の実態や民間の動画共有サービスの状況などから、平成23年3月末で運用が停止された。現在では、文部科学省が制作した生涯学習関連の動画コンテンツの一部がYouTubeおよびUstreamの文部科学省チャンネルに掲載されている。

### Ⅲ. 考察および今後の課題

本稿では、生涯学習推進に関わる情報化政策を概観するとともに、その中で強調されてきた、情報通信技術を活用した人材の育成・教育に関する主な施策と状況を取り上げた。ここでは、本稿で取り上げた人材の育成・教育の



現状を考察するとともに、今後の課題と展望を述べることにする。

#### （１）IT 関連講座の開講に関する課題

平成22年度の「状況調査」<sup>(37)</sup>によれば、IT 関連講座を開講している社会教育施設の比率は減少している。これには、いくつかの要因があげられる。主な要因のひとつは、施設における機器の不足である。「状況調査」は、社会教育施設における来館者が利用可能なコンピュータの保有台数は、平均すると4.25台であると報告している。これは、コンピュータを使った技能習得を目的とする演習型の講座を実施するのに十分な台数とはいえない。

もうひとつは、社会教育施設における ICT 活用教育に関する指導者の不足である。平成22年度「状況調査」によると、ひとつの施設あたり、ICT を活用した生涯学習に関する指導や助言を行える職員の数、平均すると0.72人である。平成19年度の調査時には、施設あたり0.90人が ICT に関して指導・助言できるという結果が示されている<sup>(38)</sup>ことから、ICT 活用教育に関する人材は減少傾向にあることが分かる。さらに、平成22年度の「状況調査」では、81.04%の社会教育施設が、ICT を活用した生涯学習に関する指導・助言を行える職員が一人もいないと回答している。

予算が限られている社会教育施設が、レンタルで機材を借りて講座を開くことも、外部講師を呼んで講座を開くことも、現在では難しくなっている。平成20年の中央教育審議会答申で求められているように、社会教育施設が情報通信技術を活用して多様な学習の場を充実させるには、社会教育施設の職員の情報通信技術活用に関する能力の向上を図ること、そして、地域で IT ボランティアや IT サポーターを育成し組織化することが必要であろう。

#### （２）情報通信機器の活用における教職員研修に関する課題

現在、生涯学習関連施設における教育メディア関連の教職員研修は、平成18年に発表された「教育メディア研修モデルプラン」を参考資料として企画され、実施されている。この最新の「標準」の発表から既に5年以上が経過し、その間、教育メディアの状況は変化した。実際、「モデルプラン」の試案が作成された平成16年から「モデルプラン」が策定された平成18年までのわずか2年間で、「研修項目」の段階で1つ、「研修事項」10項目、「研修細目」

69項目、「学習事項」にいたっては200項目以上の修正加除があった<sup>(39)</sup>。

また、平成21年度の文部科学省「メディア指導者講座」を受講し、「モデルプラン」に基づいて実際に研修を企画した受講者の多くが、情報モラルや校務の情報化、携帯電話の教育利用など、我が国の文教施策や新しい学習指導要領に対応した研修内容が「モデルプラン」に追加されることを希望していることが明らかにされている<sup>(40)</sup>。

大きな研修内容の段階を大幅に入れ替えなければならない状況が訪れることは考えづらいが、小さな研修内容の段階は短いスパンで頻繁に変更する必要がある。そのため、現代の情報通信技術の急速な発展に対応すべく、「標準」が永続的に改正され得る方策を確立することが求められる。加えて、「モデルプラン」の有用性、利便性を高める新たな「研修事例」が多く作られることが望まれる。この作業は、作業部会などが設置され、そこで行われることも考えられるが、同時に各研修機関から事例が提案されることで充実していくことも期待したい。多くの機関から「研修事例」が集まり公開されることで、研修担当者が他の地域の現状を知るきっかけとなり、それが各地域での研修に役立てられることが望まれる。

### （３）遠隔による生涯学習の機会の提供に関する課題

前述したように、平成23年3月末をもって文部科学省の教育情報衛星通信ネットワーク「エル・ネット」は運用を停止した。今後は、文部科学省や地方公共団体、民間団体などが制作した生涯学習コンテンツを活用し、それぞれの社会教育施設が独自に遠隔を含む社会教育研修を企画し、実施することが期待されている。現在、研修の実施主体である多くの社会教育施設では、予算や人的資源の不足から十分な回数の集合研修を実施することが難しくなっている。また、研修参加者も、長期間に亘る集合研修に参加する時間や予算を確保するのが困難である。そのため、時間的・地理的な制約を受けずに研修を受けることができ、社会教育関係職員としての専門性を高められる遠隔研修に対するニーズは今後、益々高まっていくことが予想される。

国社研では、このようなニーズに対応すべく、インターネットを活用した遠隔学習と集合研修とを組み合わせたブレンDED・ラーニングによる社会教育研修を企画・立案し、効果的に実施するための参考資料としてのハンド

ブックを作成しており、今年度中の頒布を予定している。ハンドブックでは、実証的なデータや事例を交えながら、研修の企画・運営者、学習支援者としてのチューター、そして研修参加者、それぞれの立場から、いかにして研修の効果を高め、研修に参加する人々の関係を作り上げて持続させるかが解説されている。このハンドブックが活用され、各地での社会教育研修が充実することによって、社会教育関係職員の資質の向上と社会教育・生涯学習の推進が図られることが望まれる。

#### 注・参考文献

- (1) 中央教育審議会「生涯教育について（答申）」1981
- (2) 生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（答申）」1992
- (3) 生涯学習審議会「地域における生涯学習機会の充実方策について」1996
- (4) 生涯学習審議会「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（答申）」1998
- (5) 生涯学習審議会「学習の成果を幅広く生かす—生涯学習の成果を生かすための方策について—（答申）」1999
- (6) 生涯学習審議会「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について（答申）」2000
- (7) IT 戦略会議「IT 基本戦略」2000
- (8) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「e-Japan 戦略」2001
- (9) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「e-Japan 重点計画—高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画—」2001
- (10) IT 戦略本部「e-Japan 重点計画—2002」2002
- (11) IT 戦略本部「e-Japan 戦略Ⅱ」2003
- (12) IT 戦略本部「e-Japan 重点計画—2003」2003
- (13) IT 戦略本部「e-Japan 重点計画—2004」2004
- (14) 中央教育審議会生涯学習分科会『今後の生涯学習振興方策について（審議経過の報告）』中央教育審議会生涯学習分科会，2004
- (15) 中央教育審議会生涯学習分科会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（中間報告）」2007
- (16) 中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」2008

70 特集 生涯学習推進に対する社会の要請にいかに応えるか

- (17) 中央教育審議会「教育振興基本計画について―「教育立国」の実現に向けて―(答申)」2008
- (18) IT戦略本部「IT新改革戦略」2006
- (19) IT戦略本部「重点計画―2006」2006
- (20) IT戦略本部「重点計画―2007」2007
- (21) IT戦略本部「重点計画―2008」2008
- (22) IT戦略本部「i-Japan 戦略2015」2009
- (23) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「新たな情報通信技術戦略」2010
- (24) 文部科学省「教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」2011
- (25) 総務省『平成15年版情報通信白書』2003
- (26) リベルタ・コンサルティング『学校及び社会教育施設における情報通信機器・視聴覚教育設備等の状況調査報告書』2011
- (27) 文部省社会教育局『視聴覚教育研修カリキュラムの標準』1973
- (28) 文部省生涯学習局『視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準』1992
- (29) 日本視聴覚教育協会『「視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準」の改正に関する調査研究 報告書』2006
- (30) 前掲(29)
- (31) 前掲(5)
- (32) 高度教育情報化推進協議会『エル・ネット「オープンカレッジ」について』第1年次報告書～第6年次報告書を参照
- (33) 「地域における教育情報発信・活用促進事業」モデル地域連絡会『「地域における教育情報発信・活用事業」報告書』2006
- (34) 「地域における教育情報発信・活用促進事業」検討委員会『「学習コンテンツ流通促進事業」報告書』2007
- (35) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター『インターネットを活用した研究セミナー等に関する調査研究報告書』2009
- (36) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター『インターネットを活用した遠隔社会教育研修の在り方に関する調査研究報告書』2010
- (37) 前掲(26)
- (38) 中央調査社『学校及び社会教育施設における情報通信機器・視聴覚教育設備等の状況調査報告書』2008
- (39) 前掲(29)

- (40) H. Yoshida, "Development and formative evaluation of the 'Educational Media In-service Teacher Training Curriculum Standards' in Japan" in *International Journal of Education and Development using ICT.*, Vol.10, No.3, 2010, pp.37-55.